第明三治十種二五郵年便三物月認三可十日

官報（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔官庁報告〕
法務
判決（最高裁判所）　一
〔公告〕
諸事項
裁判所　二
破産、免責、再生関係
特殊法人等　六
独立行政法人物質・材料研究機構、独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認関係
会社その他　九
会社決算公告

官庁報告

法務

判決

上告人砂川市長，被上告人谷内榮ほか１名間の財産管理を怠る事実の違法確認請求事件について，平成22年１月20日大法廷において次のような判決があった。(最高裁判所)

平成１９年（行ツ）第２６０号

判決

当事者の表示　別紙当事者目録記載のとおり

上記当事者間の札幌高等裁判所平成18年(行コ)第４号財産管理を怠る事実の違法確認請求事件について，同裁判所が平成19年６月26日に言い渡した判決に対し，上告人から上告があった。よって，当裁判所は，次のとおり判決する。

主文

原判決を破棄する。

本件を札幌高等裁判所に差し戻す。

理由

第１　事案の概要

１　本件は，砂川市（以下「市」という。）がその所有する土地を神社施設の敷地として無償で使用させていることは，憲法の定める政教分離原則に違反する行為であって，敷地の使用貸借契約を解除し同施設の撤去及び土地明渡しを請求しないことが違法に財産の管理を怠るものであるとして，市の住民である被上告人らが，上告人に対し，地方自治法242条の２第１項３号に基づき上記怠る事実の違法確認を求める事案である。

２　原審の確定した事実関係等の概要は，次のとおりである。

⑴　神社施設の現在の所有関係等

市は，第１審判決別紙第１不動産目録記載の各土地（以下「本件各土地」といい，同目録記載の土地を個別に摘示するときは，その番号に従い「本件土地１」などという。ただし，文脈により明らかなときは「本件」を省略する。同様の表記につき，以下同じ。）を所有している。

本件各土地上には，第１審判決別紙第２及び第３のとおり，地域の集会場等である空知太会館(以下「本件建物」という。)が建てられ，その一角に空知太神社（以下「本件神社」という。）の祠が設置され，建物の外壁には「神社」との表示が設けられている。また，本件土地１上には，鳥居及び地神宮が設置されている（以下，上記の祠等をそれぞれ「本件祠」,「本件神社の表示」,「本件鳥居」及び「本件地神宮」といい，これらの４物件を併せて「本件神社物件」という。）。

本件建物及び本件神社物件の所有者は，空知太連合町内会（以下「本件町内会」という。）であり，市は，本件町内会に対し，本件各土地を無償で本件建物，鳥居及び地神宮の敷地としての利用に供している（以下，市が本件各土地を本件神社物件のために無償で提供していることを「本件利用提供行為」という。）。

⑵　本件神社物件の形状及び配置状況

本件鳥居は，本件土地１上の国道12号線に面する部分に設置され，台石の上に置かれた，堅固な構造を有する神明鳥居（幅約4.5m）で，その上部正面に「空知太神社」の額が掲げられている。本件建物には，鳥居の正面に当たる部分に，会館入口とは別に,「神社」と表示された入口が設けられ，さらにその入口を入った正面に祠が設置されている。鳥居の脇には,「地神宮」と彫られた石造の地神宮が設置されているが，鳥居，神社入口及び祠は一直線上に配置され，また，祠内には御神体として天照大神が宿るとされる鏡が置かれている。

⑶　本件神社の現在の管理状況等

ア　本件神社は，宗教法人法所定の宗教法人ではなく，神社付近の住民らで構成される氏子集団（以下「本件氏子集団」という。）によってその管理運営がされている。本件氏子集団は，総代及び世話役各10名を置き，祭りの際には寄附を集め，その会計を町内会の会計とは別に管理している。しかし，組織についての規約等はなく，氏子の範囲を明確に特定することはできず，本件氏子集団を権利能力なき社団と認めることはできない（そのため，前記のとおり，本件神社物件も，法的には町内会の所有と認められる。）。

イ　本件町内会は，空知太地区の六つの町内会によって組織される地域団体で，本件氏子集団を包摂し，各町内会の会員によって組織される運営委員会が本件建物の管理運営を行っている。建物の主要部分を占める集会室の内には，机，いす，黒板，カラオケ機器等が置かれ，ふだんは使用料を徴収して学習塾等の用途に使用されている。

本件町内会及び本件氏子集団は，市に対し，本件各土地又は本件建物において本件神社物件を所有し又は使用していることについて，対価を支払っていない。氏子集団による建物の使用については，氏子総代が町内会に年６万円の使用料を支払っている（本件記録によれば，この６万円は，後記ウの祭事の際の建物使用の対価であることがうかがわれる。）。

ウ　本件神社においては，初詣で，春祭り及び秋祭りという年３回の祭事が行われている。初詣での際には，砂川神社から提供されたおみくじ，交通安全の札等が販売され，代金及び売れ残ったおみくじ等は砂川神社に納められている。また，春祭り及び秋祭りの際には，砂川神社から宮司の派遣を受け,「空知太神社」,「地神宮」などと書かれたのぼりが本件鳥居の両脇に立てられる。秋祭りの際には，本件地神宮の両脇に「奉納　地神宮氏子中」などと書かれたのぼりが立てられて神事が行われ,「秋季祭典　奉納　空知太神社」などと書かれた看板が地域に掲げられる。なお，毎年８月の砂川神社の祭りの際には，本件神社に砂川神社のみこしが訪れ，かつては巫女が舞を舞っていたこともある。

⑷　本件神社の沿革

ア　空知太地区の住民らは，明治25年ころ，五穀豊穣を祈願して，現在の市立空知太小学校（以下「本件小学校」という。）の所在地付近に祠を建てた。その後，同30年，地元住民らが，神社創設発願者として，上記所在地付近の3120坪の土地について，北海道庁に土地御貸下願を提出して認められ，同所に神社の施設を建立した。同施設には同年９月に天照大神の分霊が祭られて鎮座祭が行われ，地元住民の有志団体である空知太青年会がその維持管理に当たった。

イ　明治36年に上記施設に隣接して本件小学校（当時の名称は公立空知郡南空知太尋常小学校）が建設されたが，昭和23年ころ，校舎増設及び体育館新設の計画が立てられ，その敷地として隣地である上記土地を使用することになったため，上記土地から神社の施設を移転する必要が生じた。そこで，空知太地区の住民である細川安太郎が，上記計画に協力するため，その所有する本件土地１及び４を同施設の移転先敷地として提供した。同施設は，そのころ，同土地に移設され，同25年９月15日には同土地上に本件地神宮も建てられた。